

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第二条 省令第五条第四項の規則で定める書類は、耐震診断の結果が適切であることを知事が認める者が証する書類（以下「耐震診断の判定書」という。）の写しとする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

第三条 省令第二十八条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 建築物の耐震改修の計画が法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が認める者が証する書類（以下「耐震改修計画の判定書」という。）の写し

二 その他知事が必要と認める書類

2 省令第二十八条第二項の規定にかかわらず、法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第二十八条第二項に規定する構造計算書の添付は要しない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第四条 省令第三十三条第二項第一号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類と

する。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修を実施した場合 次に掲げる書類

(一) 耐震改修計画の判定書の写し

(二) 次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書

(1) 建築物の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 建築物の名称及び所在地

(三) その他知事が必要と認める書類

二 建築物の耐震診断を実施した場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる書類

(一) 耐震診断の判定書の写し

(二) その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十三条第二項第一号の規定にかかわらず、法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第三十三条第二項第一号に掲げる構造計算書の添付は要しない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類）

第五条 省令第三十七条第一項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 耐震診断の判定書の写し

二 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第二十五條第二項の国土交通大臣の認定を受けようとする同条第一項に規定する区分所有建築物について同項の規定により認定の申請をしようとする場合は、省令第三十七条第一項第二号に掲げる構造計算書の添付は要しない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定は、省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規則で定める書類について準用する。